

報告・資料

「介護等体験」制度の導入・調整期における動向と課題

The Current and Tasks of the System “Experience of the Care” on the Starting period

福田 恵子

はじめに

1998年（平成10年）4月、「小学校および中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）が施行され、義務教育に従事する教員志望者に7日間の介護等体験が義務づけられた。本制度は、「人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資する」¹⁾ という趣旨で法案化されたものである。

この法案が支持された背景には、いじめや不登校といった顕在化した教育問題の他、子ども達の社会性の不足や倫理観の低下、自立の遅れと自己中心的思考、耐性の低下が憂慮されていることにあった。これらは、戦後の社会構造やライフスタイルの変容とともに生じてきた家庭や地域社会の教育力の低下に因るところが大きい。このような実状のもと、1996年6月、第15期中央教育審議会第1次答申²⁾では「生きる力」の育成が提言され、この力を形成する柱として、生命を大切に人権を尊重する心、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考え共感できる温かい心、社会貢献の精神、さらには他者との共生や異質なものへの寛容さといった理念が取り上げられた。これらは統合教育の推進と相俟ったノーマライゼーション思想の浸透をふまえたものであると同時に、少子高齢社会における福祉意識の高まりによる教育と福祉の連携、また総合学習導入による地域と学校との交流等も視野に含まれている。このような新たな教育理念に立ち、これか

らの教師には、視野の広さ、思考の柔軟性、社会連帯の理念、常に他者から学ぶ謙虚な態度、そして実践的に行動する意欲および態度といった資質・能力が重視されている³⁾。これらの資質を育成する効果的な方途として「介護等体験」は、その適時性と意義づけの妥当性から、1997年5月23日法案提出→同年6月18日「介護等体験特例法」公布→1998年4月1日施行という早急な実施に至ったといえる。しかしながら、法成立から1年に満たない準備期間での施行は、実施調整主体となる都道府県教育委員会および社会福祉協議会、体験受入れ諸施設、学生を派遣する大学における体制の整備および共通理解が十分になされないまま、手探り状態でのスタートを余儀なくし、実施後の数年間は、様々な混乱や不満を招いたことはいうまでもない。

そうではあるが、都道府県レベルでの介護等体験実施連絡協議会において協議・調整が繰り返されることにより、5年目を迎えた今日においては、「教職のための介護等体験」が受入れ施設等においても十分に認識されてきており、同時に、各大学等においても他大学の状況をふまえた体制づくりと改善が図られてきた。その背景には、介護等体験による学生達の確かな学びと成長を、施設側・大学側の両者が実感していることが大きく影響している。本研究は、これまでの「介護等体験」制度の導入・調整期における動向をまとめるとともに、介護等体験の意義の検証とさらなる充実を図るための研究の視点を提起するものである。

「介護等体験特例法」成立当時の状況

1. 国立教員養成系大学・学部の改組および教育職員免許法の改正

介護等体験特例法の法案提出から実施にいたる1997～1998年は、教員養成系大学・学部とりわけ国立大学においては大変革の最中であった。1997年6月には、国立大学における教員養成課程の定員削減が決定され、それまで進捗しつつあった改組に拍車がかげられたとともに、1998年6月には、暴力やいじめ、学級崩壊といった学校現場の諸問題への対応力を高めるため、「教職科目」の単位を大幅に増やす教育職員免許法の改正案が示されたのである。これまでも、揺れる子ども達の理解や指導に関する「生徒指導の理論および方法（2単位）」が教員養成カリキュラムに組み込まれた経緯はあったが（1988年改正）、さらに今回の改正では「生徒指導、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）及び進路指導等に関する科目」として、修得単位数は4単位に引き上げられている。介護等体験の導入は、これらの講義科目を補完・発展させるための実践的体得プログラムともいえるであろう。しかし、「教科専門科目」を半減し「教職科目」を重視した今回の教育職員免許法の改正方針⁴⁾に対して、次のような批判がなされたことも事実である。従来より、教員養成のあり方としていわゆる“academicians”と“educationists”との対立が存在しているが、後者側に重きをおいた今回の改正に対して、「教育に関する原理や学問を軽視し、すぐに役立つような小手先の教育技術に関するものの採用」⁵⁾として再考が希求され、日本教師教育学会においては、「教師教育改革の国際的動向にも逆行する試みである」⁶⁾といった指摘がなされた。そのような状況にあつて、議員立法で突然誕生した“教育職員免許状取得に係る介護等体験の義務化”は、多くの大学で消極的に受けとめられざるを得なかった。それは、再編・統合および免許法の改正にともなうカリキュラム改革が迫られている折、介護等体験の教員養成カリキュラム上の位置づけが曖昧であり、実際的な教育効果の検討がなされてい

ないこと、実施上の制度的保障はなく、条件整備よりも早期実施が優先されたことに加え、理念が先行し諸機関の実状および受入れに伴う諸問題の把握がほとんどなされず、それへの対処や配慮を欠いた制度化である等の理由⁷⁾によるものであった。

2. 社会福祉施設等の実状と介護等体験の導入に対する当初の意識

今日、我が国においては、福祉社会の実現をめざして多方面から社会福祉施設等での体験や研修、見学・訪問等のニーズが高まっている。福祉専門職の資格取得のための実習はもちろんのこと、看護師や栄養士の実習、ホームヘルパー研修、福祉教育への対応、企業等の研修、様々な団体の見学、ボランティアの訪問等であり、常時、実習生や体験者等を受入れている状況にある。しかしながら、日本の福祉施設の職員配置基準では、実習生やボランティア担当者の配置はなく、指導員や介護主任等が兼務しているのが実態であり、これらの受入れは施設職員の加重労働の上に成り立っている。社会福祉施設等を多くの人々が訪れることは、障害者・高齢者等への理解を深め、社会全体の福祉意識を高める上では確かに好ましくもあるが、その一方で、施設等の利用者の人権を侵害する危険性や施設利用者へのサービスの低下を招く可能性を多大に含んでいる。

このような状況に加えて、自発的なボランティア活動でもなければ、必要な知識や技能等のレディネスを備えた実習でもないといった介護等体験の導入は、「福祉施設がきわめて安易に教材化されている」⁸⁾と批判されても仕方なく、受入れ施設側においては、一種の犠牲的な意識が潜在していたことは否定できない。それゆえ、学生を派遣する大学側に対し、福祉に関するシロウトの体験であるからこそ丁寧な事前指導がなされるべきこと、さらに、受入れ施設との関係づくりに積極的に努めることが基本条件として期待された。しかしながら、導入当初の大学側の認識状況および実施体制との間には大きなギャップが存在していたのである。

導入初期における大学側の実施体制上の課題と論点

介護等体験は、教育実習に準ずる実習として教育職員免許法上に明確に単位制化されたものではないこと、また学生の主体性を基本とした制度化当初の趣旨、さらに前述した教員養成系大学・学部を抱えた諸事情のもとで、早急に実施体制を整え得る組織的体力の有無等は、各大学における介護等体験の認識と対応施策に格差を生じさせた。ここでは、導入初期（1998年）の大学側の体制状況と懸案事項について、鈴木の国立教員養成系大学・学部（42校）の調査⁹ および望月らの全国調査¹⁰（国公立大学32校、私立大学139校）をもとに概括する。

1. 準備～導入初期における実施体制の状況

介護等体験の実施に際しては、各大学の実状に即した体制づくりが行われたものと思われるが、国立教員養成系大学・学部においてその任に当たったのは、従来の「教育実習委員会」（約4割）が主であり、約3割の大学では新たに「介護等体験に関する実施委員会」等を設置して対応したようである。これらの委員会での検討課題は、教育実習および既存の授業科目等との関連づけや、体験の充実を図るための新規授業科目の開設の有無、適切な実施学年および実施時期等の検討とカリキュラム上への位置づけといった枠組みの整備とともに、実務レベルでの実施計画と調整、学生へのガイダンスと手引き書等の企画・立案・製作といった具体的な作業があげられよう。

表1は、前掲した2つの先行研究から、導入初期に

おける大学側の実施体制の実状をまとめたものである。介護等体験の導入に積極的に対処している大学と、消極的な大学にほぼ同比率で二分されているが、私立大学に後者の傾向が高かったといえる。実施初年度の段階で、学生が“学外で学ぶ”ことに対する責務を重視している大学は、事前・事後指導や訪問指導に関する意識から、3割程度であったことがわかる。その一方で、学生へのガイダンスを実施していなかった大学は約4割にのぼっているが、その背景要因は、早急な実施に対して学内での体制が十分にできていない（15%）というよりはむしろ、多くの4年制大学では実施学年を2～3年生に配当したことにより、初年度が実施年度でなかったことによるものである。そのことは、ガイダンスの実施方法として、①体験直前、②実施年度の初めあるいは前年度末、③体験申込み時および体験直前といった3パターンが主流であることからもうかがえる。

問題は、介護等体験の教育的効果を高めることを目的とした、質的に充実した体制づくりや指導内容であるかということである。上記のガイダンスの実施方法からすれば、指導内容は、実施手続きに関する指導と介護等体験の目的と意義および体験上の諸注意を主としたものであり、「負担のかからない範囲（1～2時間）」（表1）で実施されたと推察される。それは、ガイダンス担当者が必ずしも障害児教育や福祉の専門教員ではない¹¹ことや、ボランティアの義務化とならないためにもあくまで学生の主体性に任せる体験であるといった認識が存在していたこともあげられよう。大学カリキュラム上での位置づけに関する観点からみて

表1. 先行研究にみる「介護等体験」制度導入初期における大学側の実施体制の実状

	【教員養成カリキュラムへの積極的な位置づけ】	【ガイダンスの実施状況】	【事前・事後指導のあり方に関する意識】	【訪問指導の実施状況および実施意識】
調査報告	鈴木（1998年8月実施） 調査対象：国立大学		望月ら（1999年3～4月実施） 調査対象：国・公・私立大学	
肯定 ↓ 否定	<ul style="list-style-type: none"> ・大変そう思う 14.3% ・少しそう思う 26.2% ・あまりそう思わない 40.5% ・全くそう思わない 4.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した：国公立 54.8% 私立 57.0% ・実施せず：国公立 38.7% 私立 42.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習指導と同様 29.9% ・負担のかからない範囲 43.7% （1～2時間程度） ・必要ない 7.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導の実施：16.2% ・実施意識：「責任上行った方がよい」 国公立 32.3% 私立 20.6%

みると、導入初期のこの時期において、体験の充実を図るための講座の新規開設計画がなされていた国立大学は21.4%、介護等体験の講座化（授業科目化・単位化）を考えている割合は、国公立大学12.9%、私立大学で21.3%であったと報告されている。

以上の状況をふまえて考察すると、国公立大学においては、基本的には、教員養成の一環として介護等体験を位置づけ、その教育効果の充実を図るべく全学的な体制で取り組んでいる状況をうかがうことができる。これに対し、私立大学においては、介護等体験を一つの講座に集約させることによって、少数の担当者が体験に関する責務を負う様相が感じられる。それは、教員免許取得のみを目的にした学部・学科は次第に成り立たなくなっており全学的な体制をとりにくい実態も反映されているのであろう。

2. 受入れ調整に関わる現実的な問題と学生の利益に関する配慮課題

上述した介護等体験の体制の整備をすすめる一方で、実施に際して現実的な課題も浮上してきた。実施時期・体験施設に関する受入れ調整の問題、そしてそれに付随した諸経費と通勤等の問題であるが、これらは学生の利益に直結した課題でもある。

社会的ニーズの高まっている社会福祉施設等の実状からして、個々の学生の希望に対応した受入れ調整が困難であることは容易に察しがつく。図1は、岡山県

における社会福祉施設等および特殊教育諸学校の介護等体験生の受入れ実態である。特殊教育諸学校での2日間の体験は、通常の授業開講時に実施されるため、県内大学等の受入れが主であるが、社会福祉施設等での5日間の体験については、とりわけ都市部の大学においては出身所在地での体験が奨励されていることもあり、県外大学等の受入れ数が多くなっている。体験の円滑実施に向けて、文部省（平成12年）からは「介護等体験の時期及び場所について、学生の希望を考慮することは非常に困難であることを、学生に対し周知徹底していただきたい」¹² 旨の依頼がなされているが、現実問題として、岡山県における社会福祉施設での体験希望者数と受入れ施設数との関係は、1施設当たり年間平均7～8人という実態である。また、月別受入れ状況に関しては、8～9月・12月・2～3月を長期休業期間とすれば、その間の体験者の割合は約6割程度となっている。したがって、体験者の約4割は、通常の授業開講時に体験を行っていると考えられる。

介護等体験が一応の定着をみせている今日においては、大学側および学生が利用先の都合に合わせざるを得ない事態への理解はすすんでいる。しかし、大学側としては、通常の開講時における7日間の体験は、学生の大学における学習を保障するという面においてもできる限り回避したい意向をもっている。文部省¹³は、介護等体験のためにやむを得ず講義等を欠席する学生に対して、全学的に履修上の配慮を施すよう求めている

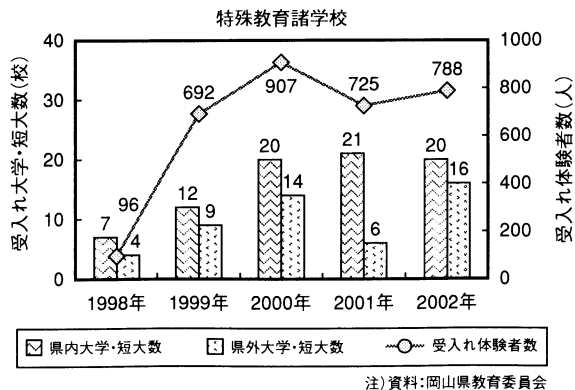
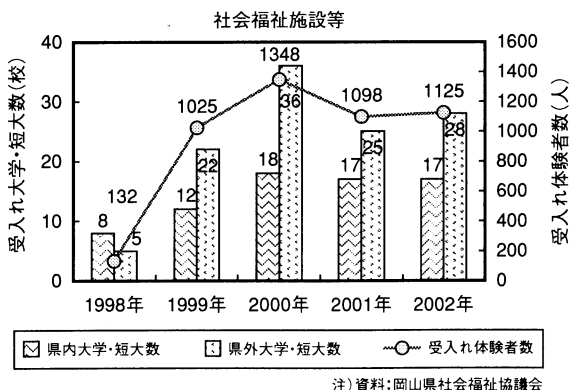


図1. 社会福祉施設等および特殊教育諸学校における「介護等体験」受入れ状況の推移 [岡山県]

が、それは、公認欠席あるいはレポート等の提出による代替措置等に関する事柄にとどまっており、欠席する講義自体の保障に関しては触れられていない。しかし、現実問題として講義を受けることができないことに不満を抱く学生も少なからずいる。さらに、派遣施設等に関しても、自動車がなければ通勤に不便な所が多く苦慮している点や、交通費等の問題も含めて不公平感が存在することも否めず、懸案事項となっている。

大学側において介護等体験制度の導入に対する根本的な批判は、条件整備が不十分なままでの早急な実施に帰結する。そして、それは、“準備段階”においては、限られた期間内での体制づくりの質的格差を生ぜしめ、“実施段階”においては、学生の主体性を重視するとしながらも学生の希望が叶わない矛盾、そして本来の教員養成カリキュラムよりも、ある意味で介護等体験を優先的に取り扱わざるを得ない事態の発生に対する批判を生み出したといえる。

介護等体験の理念構築と体験内容の実際

上記のような批判はあるものの、しかしそれは制度の趣旨や理念をも否定するものではない。つまり、介護等体験のもつ教育的意義は極めて肯定的に理解されており、各大学ごとに構築された理念は、事前指導において「体験の目的や意義」として伝えられているものと考えられる。図2は、介護等体験の手引書¹⁴、鈴木¹⁵・望月¹⁶の調査報告および本学学生の事後報告レポート等に見られる意義や成果を総括し、介護等体験の理念の構造化を試みたものである。

望まれる人間らしい生活を実現しようとする職員等の利用者への支援や交流等の観察、様々な人の生き方・あり方・心情への接触、そして一種の「職業体験」ともいえる介護等体験を通して、学生達は次のようなことに気づき、学ぶ。多くの人々とのふれあいは、人生や価値観の《多様性》に気づかせ、障害等があっても自分と全く変わりはないといった《共通性》を認識すると同時に、潜在していた自らの偏見や固定観念に

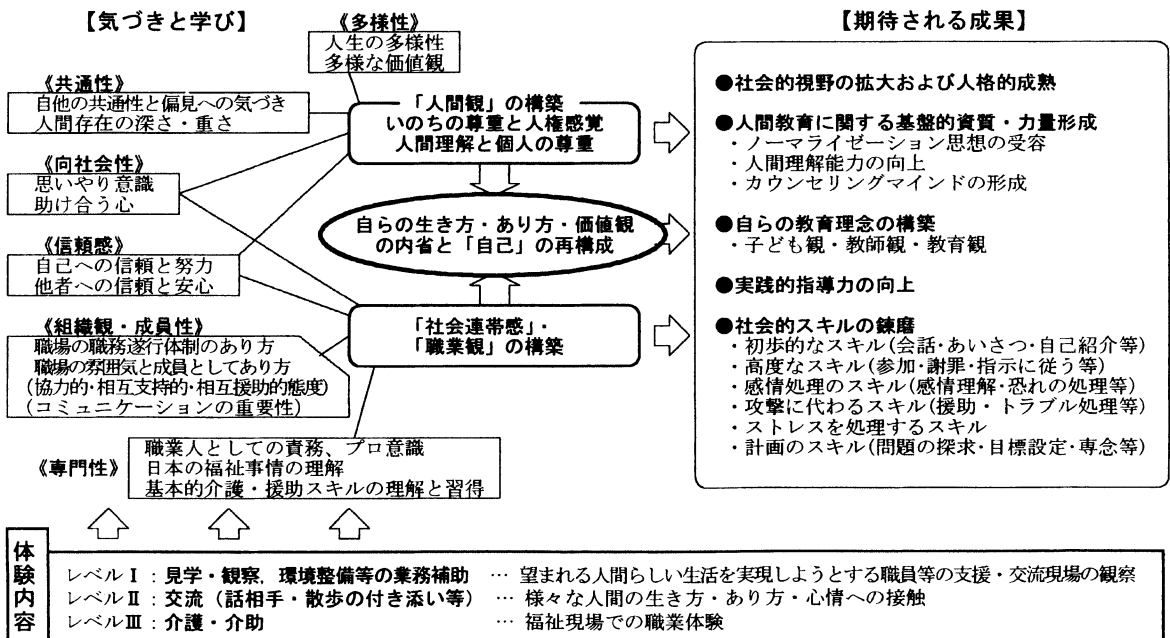


図2. 「介護等体験」の理念構造

気づく。ふれあい中でいつしか「～してあげる」意識が消え、自らが得たもの大きさを実感するとともに、他者を思いやり助け合うといった《向社会的》意識や行動の大切さを感じ、その授受の心地よさに次第に心が開放され優しくなる自分に気づく。そして障害等を克服すべく懸命に努力し生きる姿に《自己信頼》の大切さを感じ取り、それは職員等の温かな支えと信頼《＝他者信頼》が基盤となっていることに気づく。また7日間の職場体験は、職業人としての責務を遂行する《プロ意識》の必要性、職場の《成員》同士の協力・助け合い・信頼関係が、楽しくやりがいのある職場をつくりだすことに気づかせる。このような気づきや学びの中で、新たな人間観が構築され、社会連帯感の重要性を理解し、将来へ向けての職業観も培われる。それらは、アイデンティティの確立を発達課題とする学生達にとって、より高い次元での「自己の再構成」を促すものと考えられる。このような心的成長から、期待される介護等体験の意義は、図2に示す5つにまとめられる。「社会的スキル」¹⁷⁾については、対人関係を円滑にはこぶために役立つスキル(技能)を指すものであり、列挙した内容から、常時、体験の各場面において必要とされるものであることが理解されよう。

一般論としては、以上の理念を構築することができたが、体験の内容は、「障害者・高齢者等に対する介護、介助、交流のほか、掃除・洗濯等の業務の補助等」と幅広く規定されていることもあり、受入れ施設あるいは実施時期によってその内容は様々である。資料1に示す本学学生の事例を参照されたい。事例AおよびCは、体験生1名に対し指導職員が1名配置され、充実した体験ができるよう日替わりの体験メニューが計画されている例である。事例Bは、事故等の配慮から見学・交流、業務補助を中心とした体験にとどめられた例、児童福祉施設の多くは事例Dのように、子どもとの交流と業務補助に重きがおかれている。派遣施設によって確かに学びや成長の“質・程度・方向性”は異なると考えられるが、体験の成果を左右する要因は、これらの体験内容だけではなく、学生自身の意欲や態度、先行経験や知識・技能や課題意識といったレディ

ネス等の問題、そして事前指導のあり方といった学生や大学側の姿勢も大きく影響することを十分に認識しなくてはならない。

介護等体験受入れ側における評価と動機づけの問題

次に、受入れ側による介護等体験制度の評価と課題についてまとめる。導入初期における先行研究としては、笠原らの調査^{18) 19)}〔調査対象：新潟県に存する当該大学における体験協力特殊教育諸学校4校および体験協力施設22施設(1999年)〕や近藤らの調査²⁰⁾〔調査対象：都市部の特殊教育諸学校94校および社会福祉施設112施設(1999年)〕があげられる。また、本学の存する岡山県においても調査〔調査主体：岡山県社会福祉協議会、調査対象：岡山県内の社会福祉施設90施設(1999年)〕が実施されたが、地域や受入れ側(特殊教育諸学校と社会福祉施設)の意識において大差は認められず、以下のような傾向がみられた。

1. 受入れ側における評価と要望

教員養成における介護等体験の意義や必要性に関しては、受入れ上の問題意識(3～4割)はあるものの、①障害者・高齢者理解と偏見解消への寄与、②体験による学生の成長の実感、③学校・施設内の活性化(施設等利用者への刺激・楽しみ、職員等の意欲や意識改善の契機)といった理由から、障害児教育や福祉専門職の実習でないにもかかわらず、8～9割の担当者が肯定的な意識を抱いている。受入れ側の加重負担が懸念された中で、派遣側と受入れ側の両者が、ともにこの体験制度を有意義に活用し、充実した成果を共有しようとする積極的な姿勢をうかがうことができる。それゆえ、大学に対しての要求も当然なされ、その内容をまとめると次の3点になる。

1つは、「受入れ施設等との積極的な関係づくり」である。体験の円滑な実施にむけての細かな配慮(事前の打ち合わせ、訪問指導等)や、明確かつ丁寧な文書(依頼状、体験者名および実施期間の確認、礼状等)によるやりとりが互いの信頼関係の基盤を形成することはもちろんであるが、この大学—受入れ施設間の関

係性（指導者同士の連携および情報交換）のあり方が、体験中の学生の心情に大きな影響を与えることも事実である。

2点目は、「大学における的確かつ即座の連絡体制の整備（施設⇔大学⇔学生）」である。体験に際しては事前から事後に至るまで、細かな連絡・確認事項等が意外に発生するものであるが、的確に対応できるか否かで大学側の姿勢が問われることになる。したがって大学側の留意事項としては、学生の動向や実態を明確に把握し、密な連絡体制を確立しておく必要がある。

3点目は、「丁寧な事前指導の実施」であり、最も要求度の高い事柄である。その内容としては、①体験に対する目的意識や意欲の醸成、②社会的スキルや一般常識的マナーの指導、③老いや障害、派遣施設に関する基本的な知識が主たるものであるが、前者2つに関しては、学生を取り巻く社会情勢や家庭教育の質的变化もあり、難しい側面を内在している。

2. 教員免許取得の現状と動機づけの問題

図3は、文部科学省のまとめた国立教員養成系大学・学部の新規卒業生の教員就職者（国公立の小・中・高等・特殊教育諸学校・幼稚園への正規および期限付き就職者）の割合、および公立学校教員正規採用者数（過年度卒業者も含む）の推移である。少子化の影響を受け、1970年代には8割近かった教員就職率も

1980年頃から減少を始め、2000年度（平成12年度）の新規卒業生の教員就職率は33.7%まで落ち込んでいるが、このうちの正規採用者は12%にすぎない。文部科学省によれば、国立教員養成課程の5千人削減完了後の入学者が卒業する2004年度（平成16年度）には、教員就職率が6割程度に改善されることが期待される²¹というが、今現在においては依然として狭き門である。それにもかかわらず、教員免許取得希望者が相応に減少しない背景として、佐藤²²らの調査は興味深い。教職課程を履修した動機として「教師になりたい」意志をもった者が4割、「取れる資格は取っておきたい」理由による者も約4割を占めたことを報告し、教職課程の履修が資格取得を前提になされている現状と、女子にこの傾向が強いことを明らかにしている。

教職への切望度と介護等体験への意欲が必ずしも相関しているとはいえないが、教師としての資質・能力の向上を目的として意義づけられた介護等体験の理念は、資格取得を第一目的とする学生にとっては形式的な意義づけでしかありえない。このような現実をふまえて動機づけるためには、建前上の意義づけのみを強調することなく、自己の生き方やあり方を見つめ直し将来を展望する貴重な機会でもあることへの理解と認識を図る指導計画でなければならないだろう。本学においては、「先輩による体験講話とグループ別ディスカッション（4～5人の体験希望生に対し、先輩2名

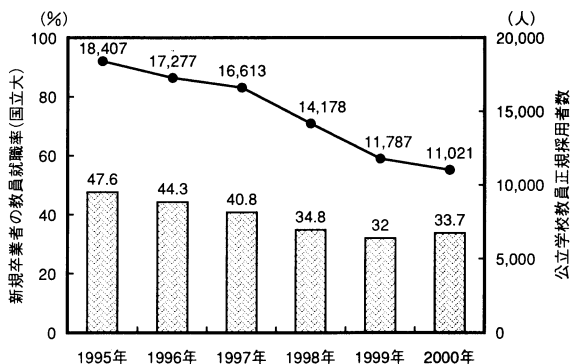


図3. 公立学校における教員採用状況と新規卒業生の教員就職率の推移



写真. 先輩による体験講話・グループ別ディスカッション

—ボランティアで参加—を配置)」を事前指導の一つに取り入れているが(写真)、同じ意識やとまどいを持ちながらも介護等体験を終えた先輩達の意義づけは、指導計画の中でも動機づけ効果の高い取り組みであるように思われる。なお、本学食物学科における事前・事後指導過程は、資料2に示す通りである。

充実した体験と意義の検証にむけて

介護等体験制度の円滑実施に向けての模索段階であったこれまでは、各大学における組織・体制づくりの実態と課題を把握する調査や、受入れ施設等における実情と意識調査、体験の意義に関する学生の意識調査といった基礎的な実態調査が主であった。しかし、本制度が定着し、関連行政諸機関および大学・施設等における体制が整備された今後は、体験の意義の検証と制度の充実を図る新たな段階を迎えている。つまり、介護等体験による学生自身の人格の成熟や生き方との関わり、教師としての力量・資質形成に関する実証的な研究等、多面的に介護等体験の有効性を追究していく必要がある。それと同時に、体験における成果を高める方途に関する研究も推進されなければならないが、この点について、一つの視点を示しておきたい。

個々の学生における体験の成果を左右する最大の要因が、その意義づけと意欲にあることは、受入れ施設等の問題意識からも明らかであり、大学側の大きな課題でもある。今日の学習意欲論の中核をなす認知論的アプローチのなかでも、佐伯²³・宮腰²⁴らの双原因性感覚—自分が対象にはたらきかけて変化を与えるという感覚(自己原因性感覚)だけでなく、対象の変化に導かれて自分が変えられるという感覚(他者原因性感覚)—の育成が意欲へ連関していることに着目した理論においては、「学習活動の意義の認知過程」(ある事柄を学習することの自分なりの意義づけの過程。行動の方向性に関連。)と「学習対象・状況の認知過程」(学習する過程で、自分の意思がどれだけ反映されていくかという判断の過程。学習の原動力に関連。)を重視する。つまり、前者の過程は介護等体験における事前指導の範疇に位置する認知過程、後者は体験時に

おける認知過程といえるが、これらは「感情」の影響を受けつつその程度や方向づけがなされ、「行動」として展開されるというものである。

この立場にたって、これまでの先行研究²⁵にみられる効果的な事前指導のあり方—①「知識・理解」：施設等の見学(訪問・ビデオ等)、専門家や障害者等による講演の視聴、障害者等に関する書物の読書等、②「技術」：接し方や移動・食事等の基本的な介護・介助方法の指導、③「共感意識」：障害者や高齢者等の疑似体験学習—を検証してみると、これらは、体験をスムーズに遂行するための知識や技能、また体験にのぞむ不安やとまどいを軽減する役割を果たすものではあるが、学生の意欲に最も関連した“体験から何を学び、将来どう生かそうとしているのか”といった自らの意義づけを行う計画は、含まれていないことを指摘しておきたい。

学生の体験時の認知過程については、次のような示唆に富む実証的な報告がある。障害者等に対する偏見の態度の解消に関しては、「表層的・集団的・集合的接触よりも個人的接触の方が態度変容が起りやすい」こと。また「偶然の不意の接触や非計画的接触においては十分な改善は行われず、計画的プログラムによる学習が有効である」というものである²⁶。これらをふまえると、障害者・高齢者理解に関する十分な事前指導ができている場合には、施設等での計画的なプログラムのもとで行われる個別の直接交流は、学生の社会的態度の変容を生じさせ、体験の意義の認識を高め、やる気をも奮起させるということになろう。鈴木²⁷は、介護等体験における今後の課題の論点のひとつに、施設関係者等による体験の意義づけと実施計画の検討をあげているが、まさに体験の成果を向上させるための論点である。その実現を図るためには、大学と受入れ施設との良好な関係づくりと協力体制は必要不可欠といえるであろう。

資料1-1. 高齢者福祉施設における介護等体験事例

● 事例A：介護老人保健施設

	1日目 環境整備・交流 [8:30～17:00]	2日目 自立浴介助・トイレ介助 [8:30～17:00]	3日目 特浴介助・作業療法 [8:30～17:00]	4日目 ケアプラン・痴呆リハビリ [8:30～17:00]	5日目 デイサービス [8:30～17:00]
申し送り(朝)	個別ケアプラン確認	個別ケアプラン確認	個別ケアプラン確認	個別ケアプラン確認	個別ケアプラン確認
環境整備	ポータブルトイレ洗浄 居室整備、掃除 ベッドメイキング 洗濯物たたみ・配布	—	—	—	—
居室移送等	車いす移送	車いす移送	車いす移送	車いす移送	車いす移送
リハビリ手伝い 利用者との交流	療育音楽・歌・手遊び ホールでの会話	作業療法・レクリエーション	作業療法・絵手紙クラブ	痴呆リハビリ…自己紹介、 現実見当式訓練	機能リハビリ(ケアプラン)、 レクリエーション、手芸クラブ
食事介助	昼食：配膳 間食：配膳・介助	配膳、昼食介助(刻み食) うがい介助	配膳、昼食介助(刻み食) うがい介助	間食：配膳・介助	飲料のとりみ付け 昼食・間食介助
トイレ介助 おむつ交換	移乗行為の見学・実践 —	トイレ介助(一人で) おむつ交換の手伝い	トイレ介助(一人で) おむつ交換の手伝い	トイレ介助(一人で)、 おむつ交換、尿量チェック	トイレ介助(一人で) おむつ交換
入浴介助	—	自立浴介助 …着脱衣介助、ドライヤー	特浴介助…着脱衣介助 身体洗浄・洗髪、ドライヤー	—	—
デイサービス	—	—	—	—	送迎、健康診断
その他	朝：オリエンテーション	調理場の見学 栄養士さんとの交流	—	ケアプランの説明	反省会

* 備考・様々な体験ができるよう日変わりで内容が設定された事例。各体験生に、各分野の担当者1名が配置され指導にあたる。
・体験期間：2002年2月25日～3月1日、体験生の健康チェック：健康診断の他、検便検査を要する。

● 事例B：特別養護老人ホーム

	1日目 [8:30～16:30]	2日目 [8:30～16:30]	3日目 [8:30～16:30]	4日目 [8:30～16:30]	5日目 [8:30～16:30]
環境整備	掃除(廊下) 洗濯物・おむつたたみ	掃除(廊下・トイレ) 洗濯物・おむつたたみ	掃除(廊下・トイレ) おむつたたみ・シーツ交換	掃除(トイレ) 洗濯物・おむつたたみ	掃除(廊下・トイレ) 洗濯物・おむつたたみ
居室移送等	車いす移送	車いす移送・散歩	車いす移送	車いす移送	車いす移送
リハビリ手伝い 利用者との交流	リハビリ体操、会話 レクリエーション	リハビリ体操、会話 レクリエーション	リハビリ体操、会話 書道の準備・手伝い	リハビリ体操、会話 レクリエーション	リハビリ体操、会話 レクリエーション
食事介助	配膳、食器洗い	配膳、手の消毒、 エプロンつけ、食器洗い	牛乳の配付と片づけ	牛乳の配付と介助 食器洗い、片づけ	食器洗い、片づけ
おむつ交換	見学	見学	見学	見学	見学
入浴介助	見学	—	—	—	—
その他	朝：オリエンテーション	—	—	—	反省会

* 備考・「高齢者との触れ合い」と「環境整備」に関する体験を主とした事例。専門的な介護に関しては、見学にとどめられている。
・体験期間：2001年9月10日～9月14日

● 事例C：町立高齢者生活福祉センター

〔体験時間〕	1日目 一般デイサービス 〔8:15～16:30〕	2日目 介護保険デイサービス 〔8:15～16:00〕	3日目 一人暮らしの集い 〔8:15～15:30〕	4日目 介護保険デイサービス 〔8:15～16:00〕	5日目 ホームヘルパー実習 〔8:15～16:30〕
朝 礼	今日の体験内容・指導担当者の確認	今日の体験内容・指導担当者の確認	今日の体験内容・指導担当者の確認	今日の体験内容・指導担当者の確認	今日の体験内容・指導担当者の確認
準 備 送迎・移動等	リハビリ材料準備 バスでの送迎	机・いすの準備 車での送迎(2回)	エプロン・昼食材料準備 公民館へ移動	机・いすの準備 車での送迎(1回)	【1日目：家事援助】 料理(みそ汁・煮物) 【2日目：家事援助】 掃除・会話 【3日目：家事援助】 料理(みそ汁・煮物) 買物・会話・給油 【4日目：複合型介護】 料理(卵とじ)・会話 掃除・洗濯 ボータブ・トイレの更新 【5日目：家事援助】 料理(炒め煮・おひたし・サラダ)・会話 【6日目：複合型介護】 料理(煮物)・会話 入浴介助
環 境 整 備	デ お茶・こたつ準備	デ —	食器洗い・調理室掃除	デ —	
移 送 介 助 等	イ —	イ 車いすの補助	—	イ 車いすの補助	
健 康 診 断	サ 血圧測定(記録)	サ 体温・脈拍測定見学	—	サ 体温・脈拍測定見学	
リハビリ手伝い 利用者との交流	リハビリ体操、歌 かご・マフラー作り	リハビリ体操、ゲーム バズル、グラドゴルフ	数え歌体操、柔軟体操 壁掛け作り、会話	リハビリ体操、歌、 輪投げ、バズル	
食 事 介 助	間食の準備	間食の準備	寿司、あさり汁等の準備	間食の準備	
トイレ介助	—	—	—	—	
入 浴 介 助	—	着脱衣・シャワー介助	特浴介助…着脱衣介助	—	
そ の 他	—	—	—	—	反省会

- * 備考・体験内容は日変わりで設定されており、各分野の担当者が指導にあたる。
 介護等体験生の受け入れは、例年1期間1名であり、充実した体験ができるよう企画・実施されている。
 ・体験期間：2002年3月11日～3月15日、体験生の健康チェック：健康診断の他、検便検査を要する。

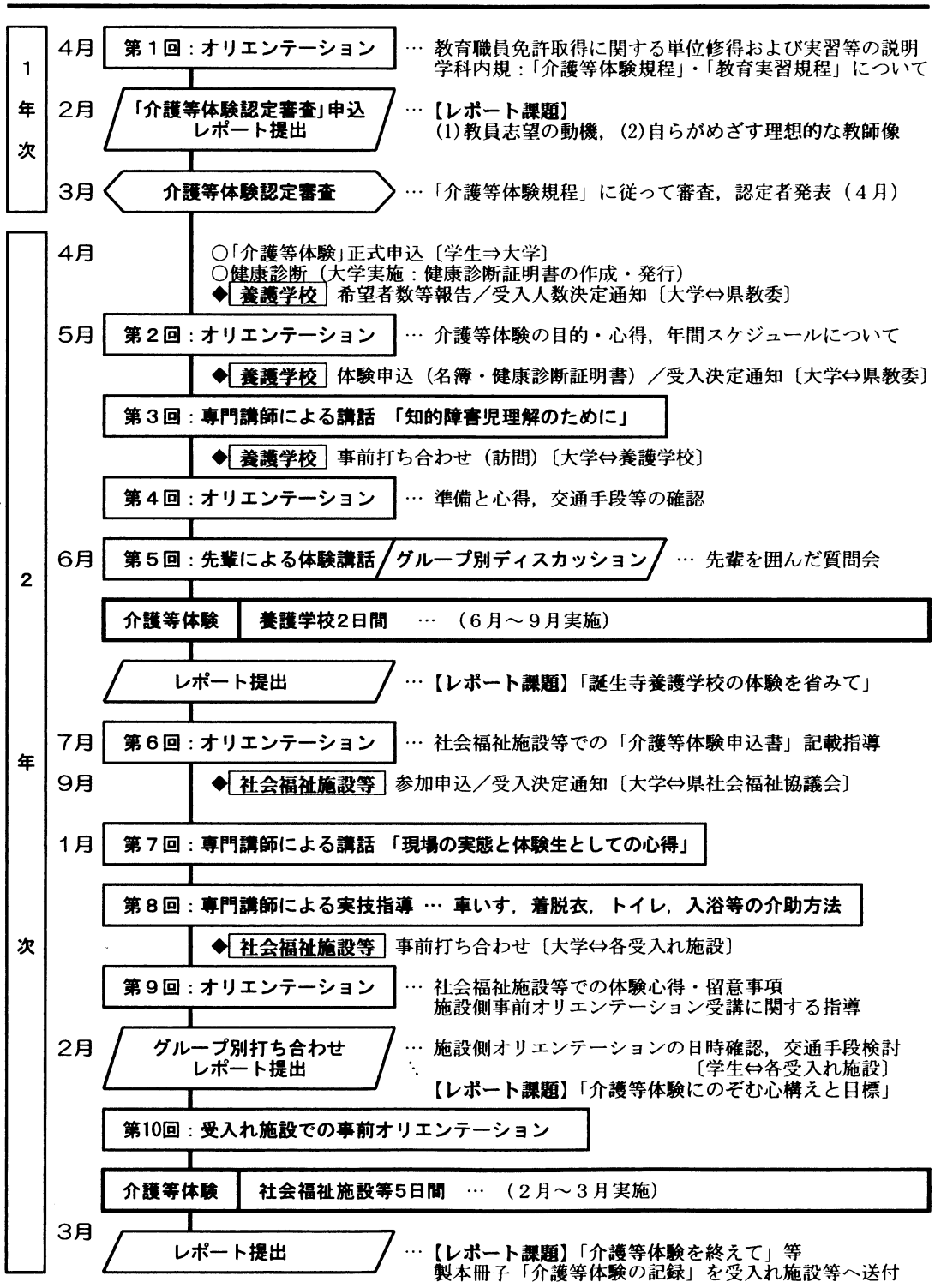
資料1-2. 児童福祉施設における介護等体験事例

● 事例D：児童養護施設

〔体験時間〕	1日目 〔8:30～14:30〕	2日目 〔13:30～20:15〕	3日目 〔13:30～19:30〕	4日目 〔13:30～19:30〕	5日目 〔8:30～15:30〕
午 前	オリエンテーション 女子寮の掃除・片づけ				掃除(部屋・玄関等) シーツの洗濯・干す
午 後 (タ 方)	幼稚園へお迎え	幼稚園へお迎え 幼児の着替え介助 洗濯物たたみ 子どもとの交流(遊び) 夕食…食堂の掃除 学習指導 ミーティング	幼稚園の参観日(同行) 幼児の着替え介助 洗濯物たたみ 子どもとの交流(遊び) 夕食…食堂の掃除 幼児の入浴介助 学習指導	洗濯物たたみ、アイロン 風邪の子どもの看病 子どもとの交流(遊び) 庭掃除 夕食…食堂の掃除 洗濯、学習指導 子どもとの交流・看病	布団にシーツを縫い つける作業 幼児との交流(遊び)

- * 備考・児童福祉施設では、平日の日中は児童・生徒が登校していないため、体験の時間帯は昼から夜にかけて設定されている。
 本事例では「幼稚園の参観日」を体験しているが、他の児童養護施設では「1泊2日のキャンプ」を体験した事例もあった。
 ・体験期間：2002年2月25日～3月1日

資料2. 介護等体験に関する事前・事後指導の実施過程 [本学食物学科の場合]



註および参考文献

- 1) 田中眞紀子議員：衆議院文教委員会における介護等体験特例法案の提出理由（平成9年5月28日）
- 2) 中央教育審議会：「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成8年6月18日）
- 3) 教育職員養成審議会：「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について〔第1次答申〕」（平成9年7月28日）
- 4) 中学校免許：「教科専門科目」40単位→20単位へ、「教職科目」19単位→31単位へ
- 5) 6) 関川悦雄・羽田積男「教員養成をめぐる最近の動向と課題—教免法の改正と介護等体験の実施を中心に—」『関東教育学会紀要』第25巻，1998年，pp.49-63
- 7) 鈴木庸裕「教員養成における「介護等体験」に関する実施状況—国立教員養成系大学・学部へのアンケート調査報告—」『福島大学教育実践研究紀要』第35号，1998年，pp.71-78
- 8) 筒井のり子「介護等の体験について考える」，社会福祉法人大阪ボランティア協会『月刊ボランティア』No.333，1998年
- 9) 前掲7)
- 10) 望月重信「大学に対する介護等体験に関する調査（大学教員・事務担当者）」，黒澤英典代表『教育実習及び介護等体験の教育的意義と内容方法に関する総合的調査研究』（課題番号10610278），平成10-11年度科学研究補助金（基盤研究C〔1〕）研究成果報告書，2000年，pp.61-66
- 11) 国立大学の場合は6割が障害児教育担当者であるが（鈴木1998），外部から専門講師を招へいた国公立大学は5.3%（望月ら2000）に過ぎなかった。
- 12) 13) 文部省教育助成局教職員課長 前川喜平「介護等体験の円滑な実施について（依頼）」，文教教第10の1号，平成12年12月14日
- 14) 現代教師養成研究会『教師をめざす人の介護等体験ハンドブック』大修館書店，1999年，pp.18-23
岡佐智子編『教職必携 介護等体験ノート』相川書房，2000年，pp.2-7
齋藤友介・坂野純子ほか『チャレンジ介護等体験—共生時代における障害理解のエッセンス』ナカニシヤ出版，2002年，pp.2-4
- 15) 前掲7)
- 16) 前掲10)
- 17) 菊池章夫『また 思いやりを科学する』川島書店，1998年，pp.185-207
- 18) 笠原芳隆・大野由三・安藤隆男・河合康「特殊教育諸学
校における介護等体験学生受け入れ態勢と実施上の課題」『上越教育大学研究紀要』第18巻第2号，1999年，pp.459-469
- 19) 笠原芳隆・大野由三「社会福祉施設における介護等体験学生の状況と実施上の課題」『上越教育大学研究紀要』第19巻第2号，2000年，pp.675-685
- 20) 近藤弘「社会福祉施設・養護学校等に対する介護等体験に関する調査」，黒澤英典代表『教育実習及び介護等体験の教育的意義と内容方法に関する総合的調査研究』（課題番号10610278），平成10-11年度科学研究補助金（基盤研究C〔1〕）研究成果報告書，2000年，pp.67-72
- 21) 文部科学省高等教育局専門教育課「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について—国立の教員養成系大学学部の在り方に関する懇談会」，平成13年11月22日
- 22) 佐藤嘉晃・藤田主一・和田美知子「「介護等体験」実習に関する教育心理学的研究—教職課程履修学生による実習後調査に基づいて」『城西大学女子短期大学部紀要』第17巻第1号，2000年，pp.37-54
- 23) 佐伯胖「「わかる」ということの意味〔新版〕」岩波書店，1995年，pp.191-214
- 24) 宮腰誠「子どもが「やる気」を起こすとき」，佐伯胖・汐見稔幸・佐藤学編『学校の再生をめざして2』東京大学出版会，1992年，pp.1-23
- 25) 笠原芳隆代表『教員養成大学における介護等体験に係るカリキュラムの編成に関する基礎的研究』（課題番号11710140），平成11-12年度科学研究補助金（奨励研究A）研究成果報告書，2001年，pp.13-19
- 26) 狩野素朗編『対人行動と集団』ナカニシヤ出版，1995年，pp.45-58
- 27) 前掲7)

(2002年12月1日 受理)